

## 自転車駐車場定期利用約款（自転車用）

### （総 則）

1. 狭山市が設置し、友駐共同企業体（狭山市指定管理者）が運営する自転車駐車場（以下「当駐車場」といいます。）を定期的に利用する方は、この約款に記載してある事項を承認の上、利用するものとします。

### （場所の提供）

2. 当駐車場は、有償で駐車場所を提供することを目的とした施設であり、車両を保管・管理する施設ではありません。  
また、場内は自転車の駐車以外の用途で使用できる施設ではありません。

### （利用時間帯）

3. 当駐車場は、24時間開放となっていますから、有人管理時間帯以外でも出入りが可能です。
4. 駐車場管理のための人員（以下「管理員」といいます。）が利用申し込みの受付、駐車場内の監視等のために勤務する時間及び休日は、利用案内看板に記載します。

### （利用できる自転車）

5. ラック式駐輪設備により、下記の自転車が利用できます。
  - ①長さ 180 cm以下、幅 60 cm以下、高さ 110 cm以下（ベルやミラーを含む）
  - ②重要は、上段の場合 15 kg～20 kg以下、下段及び平置きの場合 30 kg以下
  - ③側車を付けていない
  - ④運転者以外の乗車装置がない（サドルが2つある自転車は利用できません。ただし幼児用座席は除く）
  - ⑤電動アシスト付自転車は、下段及び平置きの部分のご利用になります。  
※三輪自転車、幼児用補助輪付き自転車等については、別途ご相談ください。

### （免責事項）

6. 狭山市及び友駐共同企業体は、当駐車場内における車両若しくは、附属物・積載物の盗難、紛失又は棄損等について一切責任を負いません。  
また、当駐車場の利用者若しくは、その他の第三者の行為によって被った損害、駐車場内に存在する車両若しくは、その附属物・積載物に起因して被った損害、不正駐車等の妨害行為によって被った損害、天災地変、自然災害、紛争、暴動、その他不可抗力の事象発生によって被った損害について一切責任を負いません。

### （不正駐車および長期放置車）

7. 不正な入出庫及び駐車をした場合、警察へ通報するとともに、施錠させていただきます。
8. 定期契約期間満了の後、14日間を経過しても引取りがない自転車、一時利用において継続して7日間を超えて駐車してある自転車は撤去します。

### （一時利用）

9. 当駐車場の利用者は、当駐車場に掲出してある料金額及び料金体系により、駐車時間に応じた料金をお支払いいただきます。
10. 駐車時間は、入場から出場の際の精算完了時までの時間とします。
11. 駐車料金は、後払いです。精算機に表示された料金をお支払ください。
12. 紙幣は、現行千円札以外ご使用できませんので、精算の前にあらかじめ千円札若しくは現行硬貨をご用意ください。

### （つり銭切れ、領収書の未発行のときの対処方法）

13. 精算機につり銭切れの表示があったときは、お手数ですが駐車場内に掲示してある緊急連絡先へご連絡ください。
14. 精算機の故障による領収書の未発行については、お手数ですが駐車場内に掲示してある緊急連絡先へご連絡ください。後日、ご郵送させていただきます。

### （一時利用の減免）

障害者手帳（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳のいずれか）を持ちの方は、一時利用の減額を受けることができます。減額を受ける都度に障害者手帳の提示が必要になります。詳細は、管理室にお問い合わせください。

### （定期利用）

15. 定期利用は、申し込み順に、1人1台に限って、各自自転車駐車場管理室で受付します。
16. 定期利用の申し込みをしようとする場合は、定期利用に空きがあるかを自転車駐車場管理室に確認した後、定期券交付申請書（狭山市様式第1号（第4条関係））に必要事項を記入の上、管理室で申請してください。※定期利用の申し込みの受付は、有人管理時間帯のみとなっています。
17. 学生料金の適用を受ける方は、上記書類のほか学生証の写し（コピー）の提出が必要になります。  
※入学前で学生証をお持ちでない方は、入学通知又は合格通知をもって学生証の代わりとします。また、学生とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び市長が認める教育施設に通学する学生と指します。
19. 障害者料金の適用を受ける方は、上記書類のほか障害者手帳の写し（コピー）の提出が必要になります。

### （定期利用の受付停止、キャンセル待ち）

20. 定期利用の申し込みが収容台数に達したときは、新規契約の受付を一旦停止します。
21. 前項の受付の停止後は、補欠（空席待）申し込みを受け付け、申請者の住所、氏名及び電話番号を記録して、空席が生じたときに抽選により、利用者を決定します。抽選は、空席をまとめて月に1回行います。
22. 前項の当選者への通知は電話で行い、通知後3日を経過しても定期利用の申し込みまたは申し込みの意思表示がないときは、契約意思がないものとして次順位者に通知しますが、次回の抽選対象になります。
23. 前項の当選者への通知は、初回の通知日から3ヶ月を越えるときは、契約意思がないものとして補欠申し込みから抹消します。再度、定期利用を申し込みたいときは、前項の順に従って行います。

### （利用手続及び使用料金等）

24. 契約期間及びこれに対応する定期使用料金は、利用案内看板に記載します。
25. 定期利用の申し込み及び契約手続並びに月の途中からの申し込み及び契約手続は、条例に定められた方式によるものとします。
26. 月の途中で契約手続は、何日からでも契約した月の1日からの分の使用料1ヶ月分の使用料をお支払いいただきます。

### （定期利用の減額）

27. 定期利用者で次のいずれかに該当するときは使用料から減額になりますが、減額の方法及び減額適用期間については条例に順じます。

28. 学生料金の適応を受けようとする場合は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び市長が認める教育施設に通学する学生であることを証する学生証の提示及び写し（コピー）を提出、入学前であれば入学許可書の提示及び写し（コピー）を提出しなければならない。※学生とは、小学校、中学校、高等学校、大学のことをいう。
29. 障害者料金の適応を受けようとする場合は、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳のいずれかの交付を受けていることを証する各種手帳の提示及び写し（コピー）を提出しなければならない。
30. 契約手続を終えた方には、定期券及び登録票（シール）を交付します。

#### （定期利用の更新）

31. 定期契約期間は1箇月、3箇月、6箇月単位ですが、定期利用の更新の際に、左記月単位を改めて選択できます。
32. 定期利用契約の更新は、原則として期間満了の月の20日から月末までの間に行うものとします。ただし、特に期間の表示がある場合には、その期間中に更新を行うものとします。
33. 前項の期間内に利用契約の更新をしなかった方については、期間内に特に申し出がない限り、その契約は、期間満了の日に終了したものとし、引き続き定期利用を希望する場合は、定期利用の新規申し込みからになります。
34. 学生料金の適用を受けている方は、毎年度に自転車駐車場管理室受付窓口での申請が必要になり、毎年度に学生証の提示及び写し（コピー）を提出しなければならない。

#### （定期券等の再交付等）

35. 定期券または登録票の再交付を受けようとするときは、定期券等再交付申請書（様式第2号（第4条関係））の提出が必要です。
36. 定期券及び登録票の紛失に起因する損害については、狭山市及び友駐共同企業体は、一切の責任を負いません。

#### （利用手続及び使用料金等）

37. 契約期間及びこれに対応する定期使用料金は、利用案内看板に記載します。
38. 定期利用の申し込み及び契約手続並びに月の途中からの申し込み及び契約手続は、条例に定められた方式によるものとします。
39. 月の途中で契約手続は、何日からでも契約した月の1日からの分の使用料1ヶ月分の使用料をお支払いいただきます。

#### （定期利用の減額）

40. 定期利用者で次のいずれかに該当するときは使用料から減額になりますが、減額の方法及び減額適用期間については条例に順じます。
41. 障害者料金の適応を受けようとする場合は、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳のいずれかの交付を受けていることを証する各種手帳の提示及び写し（コピー）を提出しなければならない。
42. 契約手続を終えた方には、定期券を交付します。

#### （解約、還付（返金）、登録票等の返却）

43. 使用料の還付（返金）はしません。ただし、定期利用者から住所移転、転勤、転学、疾病の理由により、キャンセルの申し出があった場合、市の基準にて還付を行います。
44. 狭山市もしくは友駐共同企業体の責めに帰する事由により駐車場が利用できなくなったときは、その期間に対応する使用料金の全部または一部を還付（返金）します。
45. 利用者は、定期利用契約を解約したときは、定期券及び登録票を返却しなければならない。

#### （自転車の盗難、破損等）

46. 当駐車場は、駐車場所を提供するものであり、自転車等を預かって保管するものではありませんので、駐車場内における自転車等の盗難、破損、損失、焼失、冠水等の事故に係る損失については、狭山市及び友駐共同企業体は、一切の責任を負いません。

#### （利用上の注意）

47. 利用者は、駐車場所の指定があるときは、自転車を所定の場所に正しく駐車しなければなりません。
48. 利用者は、登録票を後輪泥除けカバー下部の見やすい位置に確実に貼付しなければなりません。
49. 利用者は、登録票を貼付してある自転車の修理等により代車を使用しようとするときは、利用の度、管理員に申し出て代車承認票の交付を受けるものとします。
50. 利用者は、駐車場で、火気の使用またはごみ・汚物の散逸など管理上支障となる行為をしてはなりません。
51. 利用者が、故意または重大な過失によって、駐車場施設、駐車場の他の自転車または人身に損害を与えたときは、これを弁償しなければなりません。
52. 利用者は、駐車場で自転車等に乗って走行してはなりません。
53. 駐車場の利用について不正があったとき、管理員の指示にしばしば従わなかったときは、以後の利用を禁止することがあります。

#### 【ご注意】

- ①月の途中で契約を申し出た場合、その月分（1ヶ月分）の使用料をお支払いいただきます。
- ②既納の使用料は、複数月分残っていたとしても還付（払い戻し）できません。
- ③狭山市駅西口第1自転車駐車場と狭山市駅西口第2自転車駐車場の併用はできません。

#### 【お問い合わせ先】

狭山市駅西口第1自転車駐車場 管理室 04-2946-9110

狭山市駅西口第2自転車駐車場 管理室 04-2937-3381

※上記管理室では、第5～第7、第9、第11～第12自転車駐車場、狭山市駅西口自動車駐車場のご質問等にはお答えできません。

狭山市指定管理者 友駐共同企業体（電話受付時間：平日9：00～17：00）

TEL03-5543-2441 e-mail kanri@yurin-net. co. jp